

用語の解説

あ

アダプト制度

行政が、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度。

運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。

エコロジカルネットワーク

おおむね野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等）がつながる生態系のネットワークのこと。

オープンスペース

公園や広場、河川、山林、農地、社寺境内地など、建物によって覆われていない土地や敷地内の空地の総称。

温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガス等が該当する。

か

街区公園

街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。

緩衝緑地

工場、コンビナート地帯あるいは道路、鉄道から周辺の住宅地、市街地への公災害を防止するため、境界地区において設けられる緑地。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。

急傾斜地崩壊危険区域

崩壊の危険がある急傾斜地で、崩壊することにより多数の居住者等に危害が発生することが予測される土地および隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づいて指定される区域。

建築協定

一般に地権者間、あるいは地権者と建設業者等の間でかわされる建築に関する協定のこと。

広域公園

主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。

広域避難場所

地方自治体が指定した大人数収容できる避難場所のことで、地震などの大きな災害時に使用される場所。

工業専用地域

都市計画法による用途地域の一つで、工業の業務の利便の増進を図る地域。住居の建設ができないため、この地域に住むことはできない。

さ

自然公園

わが国の優れた自然の風景を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養、教化に資することを目的として、昭和32年に制定された自然公園法に基づき指定される国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称。

住区基幹公園

都市公園のうち住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置づけられた街区公園、近隣公園及び地区公園が含まれる。

人口集中地区（DID）

日本の国勢調査において設定される統計上の地区で、“Densely Inhabited District”を略して「DID」とも呼ばれる。市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区（平成2年（1990年）以前は調査区）が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定される。

水源涵養林

雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節するための森林。

総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。

た

地域制緑地

一定の土地の区域に対して、法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地。

地域森林計画

地域森林計画とは、都道府県知事が「全国森林計画」に即して5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、森林の多様な機能が十分に発揮されるよう、森林の整備及び保全に関する基本的な方向と目標・基準を示したものの。

地域森林計画対象民有林

地域森林計画の対象となっている民有林。

地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象。

地区計画

主として街区内の居住者等の利用に供される道路・公園等の整備、建築物の建築等に

関し必要な事項を定め、それぞれの地区の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の

街区の整備及び保全を図るために創設された都市計画法上の計画制度。

地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1 km の範囲内で1箇所当たり面積4 ha を標準として配置する。

特殊公園

風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。

都市計画公園

都市施設である公園として、都市計画においてその名称、種別、位置、区域、面積が定められているもの。

都市計画事業

都市施設の整備に関する事業及び市街地開発事業のことで、通常は市町村が都道府県知事の認可を受けて施行する。

都市計画事業の認可がなされると事業地内における建築等が制限されるとともに、施行者に土地建物等の先買い権が生ずる一方、土地所有者には施行者に対し土地の買取り請求権が生ずるほか、土地収用法上の事業認定等の手続きが準用される。

都市計画マスタープラン

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

住民の価値観の多様化等に対応して、個性的で快適なまちづくりのための施策を住民の理解と参加の下に総合的に進めるため、住民に最も身近な自治体である市町村が、住民の合意形成を図りつつ、まちづくりのビジョンを具体的に示し、地域のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針等をきめ細かく総合的に定めるもの。

都市計画緑地

都市計画法第11条第1項第2号に規定する都市施設である緑地として、都市計画においてその名称、位置、区域、面積が定められているもの。

都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。

都市公園

都市公園法第2条に規定する、①都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、③国が一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地、④国が国家的な記念事業として、又はわが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地をいい、当該設置者により当該区域内に設けられる公園施設を含む。

都市緑地

主として、都市の自然的環境の保全及び改善、及び都市景観の向上を図ることを目的として設置される都市公園の種別のひとつ。

な

二次林

伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の生長などにより成立した森林。

農業振興地域

市町村の農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域。

農振農用地区域

農振法に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域。

は

ヒートアイランド現象

都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被地が少ないこと、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出、大気汚染等が原因となり都市部が郊外に比べて気温が高くなって、等温線が島状になる現象。

ビオトープ

特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質である限られた地域のこと。単に植物があるだけの「緑」とは異なり、あくまでも特定の生物が生息していくことができるような生態学的にみても良好な環境の空間と捉えられることが特徴。生物を意味する Bio と場所を意味する Tope とを合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生息空間単位」となる。

避難地

避難地とは、大規模な地震の発生時等に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する空間のこと。

風致地区

都市の風致（丘陵、樹林、水辺地等の自然が豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地等を含む良好な自然的環境のこと）を維持するため、都市計画法の規定に基づき定める地域地区。

保安林

木材の生産という経済的機能よりも、災害の防止、他産業の保護その他の公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。

ま

緑の基本計画

環境問題への関心の高まりや自然とのふれあいに対する国民のニーズにこたえるために必要となる都市のあらゆる緑を総合的かつ計画的に保全・創出していく施策を、官民一体となって展開していくためのマスタープランとして、都市緑地保全法第2条第2項の規定に基づき、市町村が創意工夫を活かしながら、策定する計画のこと。

目通り幹囲

人間の目の高さで計る、樹木の幹囲。

や

遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

用途地域

都市計画法の地域地区のひとつ。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など 12 種類がある。

ら

緑地環境保全地域

地域住民の健全な心身の保持もしくは増進、公害もしくは災害の防止、その他生活環境の維持にその効果が著しいと認められる自然環境を形成している樹林地、水辺地などの区域（1ha 以上）。

緑地協定

都市計画区域内の相当規模の一団の土地等の所有者等の全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全又は緑化の推進に関する協定。協定には、協定の対象区域、樹木を植栽する場所やその種類、違反した場合の措置等が定められ、認可の公告後その区域に移転してきた者に対しても効力を有する。

緑化率

明確な区画境界を有する特定敷地の全面積に対する緑化地面積の割合。この他に緑化面積率の呼称として用いられる場合があり、これは樹木・草本等の植物による緑化面積（独立木の場合はおおむね樹冠の投影面積）の割合をいう。

緑被率

区域に占める緑被地の割合。緑被地は樹林地・草地・農耕地・水辺地・及び公園緑地等、植物の緑で被覆された土地、もしくは緑で被覆されていなくとも自然的環境の状態にある土地の総林である。